

交通指導員



市内の保育園などを訪問し、人形劇やマジックショー、その他のゲームを通して、子どもたちの交通ルールへの関心を高め、楽しく学べる交通安全教室を実施する交通指導員を募集します。

活動日 週に1回程度
活動時間 午前9時30分～正午
活動場所 市内保育園、幼稚園、児童館
対象 市内在住または在勤の、20歳以上69歳未満の人で、子どもの交通安全教育に熱意を持って取り組める人
募集人数 若干人
謝礼 市交通指導員設置要綱に基づきます
その他 今年度実施している交通安全教室を見学することができます。希望する場合は問い合わせてください

申し込み・問い合わせ 1月4日(火)～31日(月)に地域安全課(☎402245)へ

藤岡総合病院
会計年度任用職員

職種 診療放射線技師(会計年度任用職員)
任用期間 4月1日～令和5年3月31日
勤務時間 フルタイム(1日7時間45分・週5日(休憩時間60分))
応募資格 資格免許を所持し、地方公務員法の欠格条項に該当しない人
提出書類 会計年度任用職員履歴書(提出書類はホームページからダウンロードしてください)
申し込み・問い合わせ 郵送で〒375-8503 藤岡市中栗須8-13-1 藤岡総合病院総務課(☎2331)へ

老人福祉センター
送迎バス運転手

老人福祉センターの送迎バス運転業務を行う運転手を募集します。
内容 老人福祉センターから

災害時協定を締結しました

問い合わせ 地域安全課(☎27444)

三協フロンテア株式会社



11月18日、三協フロンテア株式会社と市は「災害時におけるユニットハウスなどの供給に関する協定」を締結しました。この協定の締結により、ユニットハウスやトイレユニットの提供を要請できるため、避難所などにおける避難生活のさらなる充実を図ることが可能となりました。

株式会社フレッセイ



11月24日、株式会社フレッセイと市は「災害時における物資の供給に関する協定」を締結しました。この協定の締結により、災害時に必要となる飲料水や食料品、日用品などの供給を要請できるため、避難者への物資供給にさらなる充実を図ることが可能となりました。

市内を循環する送迎バスの運転・受け付け・清掃など
勤務日・時間 週3～5日 午前8時30分～午後4時30分(日曜日、祝日を除く)
報酬・保険 勤務形態に応じて異なります(勤務形態は要相談)
応募資格 大型自動車免許を所持している人
申し込み・問い合わせ 1月4日(火)～2月4日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)に介護高齢課(☎402809)へ

スポーツ
問 ☎508213



小学生バレーボール教室
日時 2月12日～3月12日の土曜日(全5回) 午後7時～9時

会場 総合学習センター体育館
対象 市内在住の小学生でバレーボール初心者
定員 30人(先着順)
参加料 1000円(保険料など)
申し込み・問い合わせ 1月28日(金)までに参加料を持ってスポーツ課へ

健康福祉

生活困窮者
自立支援制度講演会

日時 1月28日(金)午後1時30分～3時30分
会場 みかぼみらい館
内容 生活困窮者自立支援法の制度説明や他市町における実際の生活困窮者への支援事例の発表など
対象 生活困窮者支援に関心のある人
定員 100人(先着順、事前予約制)
参加料 無料
申し込み・問い合わせ 1月25日(火)までに、電話またはファクスで市社会福祉協議会(☎25647) ②6036へ

成人健康相談



日時 1月25日(火)午後1時～4時(要予約)

会場 市保健センター
内容 ▼健康や栄養についての相談会 ▼血管年齢測定 ▼体組成測定など
持ってくる物 各種検診結果票・健康手帳・お薬手帳など
相談対象者の健康状態が分かる物
その他 ▼相談は家族など本人以外でも受け付けます ▼ペーサー利用者等は体組成測定を行いません
問い合わせ 健康づくり課(☎402808)

子育て世帯
生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支

援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対して給付金を支給しています。

対象 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育し、次のいずれかを満たす人

ひとり親家庭

▼公的年金などの受給により児童扶養手当が支給されていない人(児童扶養手当の支給限度額を下回る場合に限る)
 ▼新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が減少し、児童扶養手当の支給対象となる水準まで下がった人

ひとり親家庭以外

▼新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった人
 ▼高校生以上の児童のみを養育し、令和3年度住民税(均等割)が非課税の人
 ※すでに給付金を受給した人は再度受け取ることはできません

給付額 児童1人当たり5万円
その他 ▼18歳以下の児童を対象に10万円相当の給付金支

給を開始しましたが、当該給付金と本給付金は別の給付金となりますので注意してください▼給付金の申請には審査が伴うため、必ず支給を約束するものではありません▼生計を共にする扶養義務者児童の祖父母などに当たる人がいる場合、その人の収入も審査の対象となります▼申請を希望する場合は、事前に問い合わせください
申し込み・問い合わせ 2月28日(月)までに子ども課(☎402286)へ